

令和元年度 体罰等実態把握調査について

1 調査の内容・方法

(1) 調査の趣旨

体罰の根絶に向けた取組を行うため、都内公立学校における実態を的確に把握する。

(2) 調査対象

区市町村立及び都立学校全 2,155 校の校長、教職員、児童・生徒全てを対象に調査を行った。

(3) 調査内容

令和元年度に発生した体罰、不適切な指導、暴言等及び行き過ぎた指導(以下「体罰等」という。)又はその疑いのある事案について調査を行った。

(4) 調査方法

教職員…校長による聞き取り調査 児童・生徒…質問紙調査及び聞き取り調査

(5) 調査対象期間

平成31年4月1日(月)～令和2年3月31日(火)

2 報告数

(1) 学校別報告数

校種別の内訳	小学校		中学校		合計	
	東京都	文京区	東京都	文京区	東京都	文京区
学校設置数	1,278	20	623	10	1,901	30
本調査へ報告のあった学校数	151	3	104	0	255	3
本調査への報告数 (単位:件)	301	6	191	0	492	6

義務教育学校については、前期・後期課程をそれぞれ小学校・中学校に区分している。

(2) 申告者別報告数 (単位:件)

校種別の内訳	小学校		中学校		合計	
	東京都	文京区	東京都	文京区	東京都	文京区
教員本人	73	1	47	0	120	1
他の教職員	25	1	38	0	63	1
児童・生徒本人	141	4	115	0	256	4
他の児童・生徒	112	0	50	0	162	0
保護者	58	0	24	0	82	0
地域住民	1	0	1	0	2	0
合 計	410	6	275	0	685	6

(注)一つの事案につき複数の報告があるため、(1)の報告数の合計とは一致しない。

3 報告の内容

(※校数は延べ数) 分 類	小学校				中学校				都 合計		
	30年度		令和元年度		30年度		令和元年度				
	東京都	文京区	東京都	文京区	東京都	文京区	東京都	文京区			
①体罰	人数	7	0	3	0	8	0	12	0	15	
	校数	7	0	3	0	8	0	12	0	15	
②不適切 な行為	ア 不適切な指導	人数	32	2	41	1	40	1	42	0	83
		校数	31	2	40	1	37	1	35	0	75
	イ 行き過ぎた指導	人数	2	0	3	1	3	0	1	0	4
		校数	2	0	3	1	3	0	1	0	4
	ウ 暴言等	人数	26	1	31	0	60	0	52	0	83
		校数	23	1	29	0	50	0	43	0	72
③指導の範囲内	人数	57	2	88	4	50	3	41	0	129	
	校数	46	2	68	4	42	3	26	0	94	
合 計		人数	124	5	166	6	161	4	148	0	314
		校数	109	5	143	6	140	4	117	0	260

4 体罰の根絶を図るための文京区教育委員会の取組

(1) 学校への指導

- ・合同校園長会及び小・中学校校長会での指導の徹底
- ・全校・園の管理職対象のヒアリング時に体罰根絶に向けた状況を把握し、指導の徹底について助言

(2) 教職員研修の充実

- ・7月を体罰防止月間として、全小・中学校において服務事故防止研修を実施
- ・中堅教員研修、若手教員育成研修における「服務に関する研修」の充実
- ・夏季休業日中におけるアンガーマネジメント研修の実施(令和2年度は中止)

(3) 東京都教育委員会の啓発資料の活用

小学校 1~3年生用

- 1 (1) あなたは、^{がっこう}^{せんせい}学校で先生につづけてほしいことがありますか。どちらかに○をつけましょう。 ある ない
 (2) (1) で「ある」に○をした人に聞きます。それは、どんなことですか。
- 2 (1) あなたは、^{がっこう}^{せんせい}学校で先生にやめてほしいこと、やめてほしかったことがありますか。どちらかに○をつけましょう。 ある ない
 (2) (1) で「ある」に○をした人に聞きます。それは、どんなことですか。

小学校 4~6年生用

- 1 あなたは、^{がっこう}^{せんせい}学校で先生やそのほかの人から、注意をされたときに、たたかれる、けられるなどの痛いことをされたことがありますか。どちらかに○をつけましょう。 ある ない
 2 あなたは、^{がっこう}^{せんせい}学校で先生やそのほかの人から、注意をされたときに、くり返し傷つく言葉を言われる、机をけられるなどのこわいことをされたことがありますか。どちらかに○をつけましょう。 ある ない
 3 あなたは、^{がっこう}^{とも}^{せんせい}学校で友だちが、先生やそのほかの人から、注意されたときに、たたかれている、けられている、くり返し傷つく言葉を言っている、こわいことをされているところなどを見たことがありますか。どちらかに○をつけましょう。 ある ない

生徒用

- 1 あなたは、今年度、先生・部活動の指導者・卒業生・上級生から、指導の際、たたかれる、蹴られる、突き飛ばされるなどの肉体的に苦痛を感じるようなことをされたことがありましたか。 有 無
 2 あなたは、今年度、先生・部活動の指導者・卒業生・上級生から、指導の際、くり返し傷つく言葉を言われる、机を蹴られるなどの精神的に苦痛を感じるようなことをされたことがありましたか。 有 無
 3 今年度、あなた以外の生徒が、指導の際、先生・部活動の指導者・卒業生・上級生から、肉体的に苦痛を感じるようなことをされたり、精神的に苦痛を感じるようなことをされたりしているところを見たことがありましたか。 有 無

別添 体罰分類基準

分類		基準
①体罰		懲戒のうち、教員が、児童・生徒の身体に、直接的・間接的に、肉体的苦痛を与える行為 【例】たたく、殴る、蹴る、投げる、殴打する、長時間にわたる正座・起立 (児童・生徒に指示して行わせた場合を含む。)
	ア 不適切な指導	児童・生徒の身体に、肉体的負担を与える程度の、軽微な有形力の行使 【例】おでこを弾く(デコビン)、手をはたく(しつペ)、小突く、胸倉をつかんで説教する
②不適切な行為	イ 行き過ぎた指導	運動部活動やスポーツ指導等において、児童・生徒の現況に適合していない過剰な指導 【例】目的は誤っていないが、その指導内容・方法等が児童・生徒の発育・発達や心身の現況に適合していない指導、能力の限界を超えた危険な指導
	ウ 暴言等	教員が、児童・生徒に、恐怖感、侮辱感、人権侵害等の精神的苦痛を与える不適切な言動 【例】罵る、脅かす、威嚇する、人格(身体・能力・性格・風貌等)を否定する暴言、馬鹿にする、集中的に批判する
③指導の範囲内		注意喚起や指導を浸透させたためにやむを得ず行われた児童・生徒の身体に、肉体的負担を与えない程度の、極軽微な有形力の行使 【例】短時間正座させて説教する、腕をつかんで連れて行く、頭を押さえる(社会通念上妥当な範囲に限る。)

